

令和 7 年度高岡市住宅用太陽光発電高度利用促進補助金 申請の手引き

家庭で取り組む地球温暖化防止対策を推進するため、高岡市内の住宅に P P A に基づく太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付します。

■補助対象者

以下の要件をすべて満たす方が補助対象です。

(1) 次に掲げる者であること。

- ア 設置者又は同居の家族が P P A を提供している事業者と P P A に関する契約を締結していること。
- イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しないこと。
- ウ 補助対象設備について、本補助金の他に、国及び自治体等の負担又は補助金を受けていないこと。

(2) 市税に滞納がないこと。

■補助の内容

対象システム	補助金額
P P A に基づく太陽光発電システム	50,000 円

■補助対象システムの要件

対象システム	要件
P P A に基づく太陽光発電システム	(1) 未使用品であること。 (2) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。 (3) 工事・施工に関しては、建築物、電気設備の関係法令に準拠していること。

■申請方法

脱炭素推進課（高岡市広小路 7-50 高岡市役所 7 階）の窓口まで、申請者または代理者（施工業者等を含む）の方が、申請書類を持参してください。

■申請期限

令和 8 年 2 月 27 日（金）

ただし、申請期限内であっても予算額に達した時点で申請を締め切ります。

■提出書類

対象システム	提出書類等の種類
P P A に基づく太陽光発電システム	(1) 補助金交付申請書（様式第 1 号） (2) 事業実績書（別記様式）

	(3) P P Aに基づく太陽光発電システムに係る申込書の写し (4) サービス利用開始後における、サービス利用料を支払ったことがわかる写しまたは領収書 (5) P P Aに基づく太陽光発電システムの設置場所に居住していることを証明する書類（住民票の写しや運転免許証等の写し） (6) 位置図（付近見取り図） (7) 建物全体と太陽電池モジュールを写した設置写真 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 ・ 税務情報を確認することに同意しない場合は、納税証明書 ・ 建売住宅の場合は、建築確認済証の写し ・ 別荘地等の場合は、建物の所有を証明する登記簿謄本 ・ 店舗等併用住宅の場合は、店舗部分と住宅部分が確認できる平面図及び住宅部分への配線が確認できる書類
--	---